

宿泊税の徴収事務について （令和7年12月1日施行）

あなたの宿泊税が
松江の未来につながります。

Your accommodation tax will lead to the future of Matsue.

숙박세가 마쓰에의 미래로 이어집니다.

您的住宿稅將決定松江的未來。 您的住宿稅將決定松江的未來。



令和7年7月
島根県松江市

財政部・観光部



●目次

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 宿泊税の徴収事務について | (P. 3～P. 5) |
| ①宿泊税の概要 | P. 4 |
| ②宿泊税の手続きの流れ | P. 5 |
| 2. 宿泊税の仕組みと徴収事務の内容 | (P. 6～P. 31) |
| ①宿泊税の仕組み | P. 7～ |
| ②特別徴収義務者の登録申請 | P. 21～ |
| ③宿泊税の申告納入 | P. 23～ |
| ④適正な申告納入のために | P. 28～ |
| ⑤その他 | P. 30～ |
| 3. 宿泊事業者への支援 | (P. 32～P. 34) |
| ①宿泊事業者への支援の概要 | P. 33 |
| ②周知・広報 | P. 34 |
| 4. 今後のスケジュール | (P. 35) |
| 5. その他 | (P. 36) |

1. 宿泊税の徴収事務について

1. ①宿泊税の概要

松江市における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

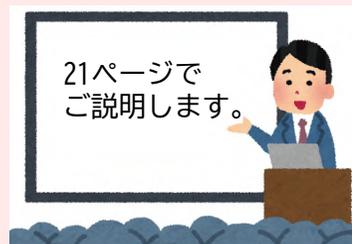
項目		内容
①	課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
②	課税標準	①の施設における宿泊数
③	納税義務者	①の施設における宿泊者
④	特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業の経営者
⑤	税率	1人1泊につき200円
⑥	免税点	1人1泊につき5,000円未満(素泊まり・税抜き)の場合は課税免除
⑦	課税免除	修学旅行等の参加者(引率者を含む) 修学旅行等:学習指導要領等に規定の学校行事(修学旅行・集団宿泊等) 参加者:学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童・生徒・学生・引率者
⑧	徴収方法	・特別徴収(毎月末日までに前月分を申告納入)
⑨	過料・罰則	・帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
⑩	制度見直し	条例施行後3年(その後は5年)を目途に実施

1. ②宿泊税の手続きの流れ

特別徴収義務者の登録申請

 旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出が完了し、経営開始日が確定したら、提出期限までに市民税課諸税係に提出してください。

 登録後に「宿泊税特別徴収義務者証」を松江市から交付します。フロントなど宿泊者の方が見やすい場所に掲示してください。



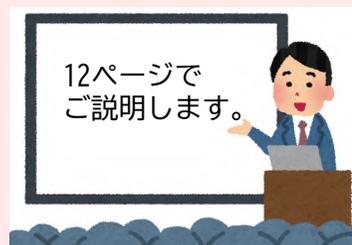
手引き

P. 11

宿泊税の徴収

 課税開始日(令和7年12月1日)以降に宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収します。

宿泊料金(1人1泊・素泊まり・税抜き)		税率
5,000円未満	→	課税されません
5,000円以上	→	200円



手引き

P. 5

宿泊税の申告納入

 宿泊があった月の翌月の末日までに市民税課諸税係に「宿泊税納入申告書」を提出し、併せて徴収した宿泊税を「宿泊税納入書」により松江市へ納入してください。



手引き

P. 15

2. 宿泊税の仕組み と徴収事務の内容

2. ① 宿泊税の仕組み

課税客体と納税義務者

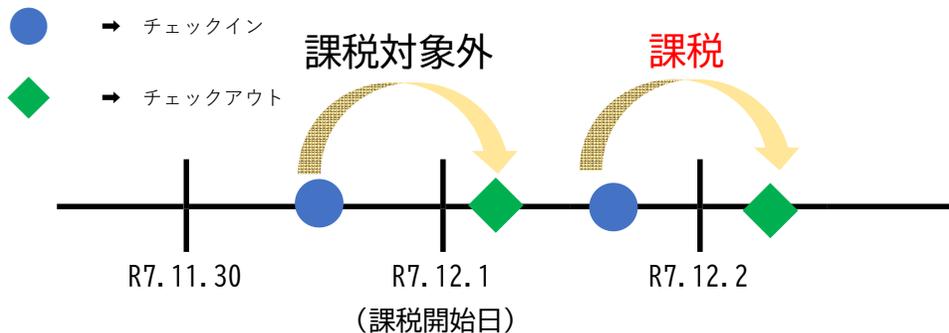
 宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設への「宿泊」です。

 宿泊税を納める方（納税義務者）は、「宿泊者」となります。

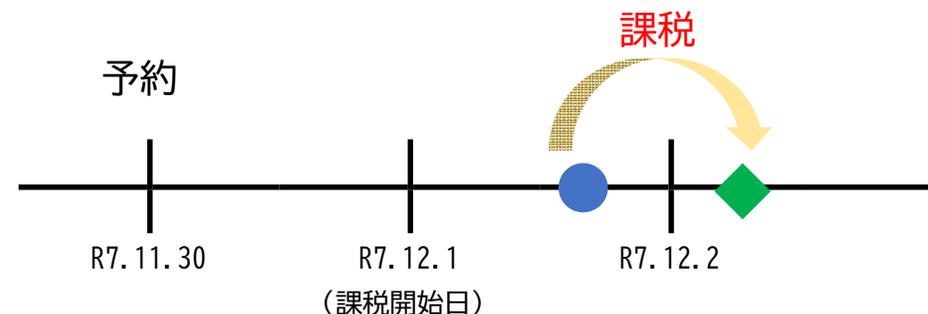


※ 宿泊税は、**課税開始日（令和7年12月1日）以降**に宿泊する宿泊者から徴収します。

例A: 11/30から12/1にかけての宿泊は課税対象外



例B: 12/1よりも前に予約があった場合でも課税



2. ①宿泊税の仕組み

宿泊税における「宿泊」とは？

 「宿泊」とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、**以下の判断基準**に合致するものを課税対象となる「宿泊」として取り扱います。

手引き

P. 3

課税対象となる「宿泊」の判断基準

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの |
| イ | ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの |

2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊」の判断の例 >

事前に宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合
(宿泊者の到着が遅れて、チェックインした日が予定日の翌日となった)

その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

※ ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは、課税対象となりません。

例A: 宿泊契約となる場合

チェックイン: 翌日午前1時

※宿泊契約の場合 → 「宿泊」になる

例B: 宿泊料金を徴収しない場合

チェックイン: 翌朝5時

※宿泊料金を徴収しない場合 → 「宿泊」にならない

客室を日帰りで利用する場合(いわゆるデユース)

日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。

例: 日帰り利用の場合

チェックイン: 13時

チェックアウト: 16時 → 「宿泊」にならない

2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊」の判断の例 >

休憩その他これに類する利用行為に係る契約の場合

日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含む。)があった場合は、課税対象となります。

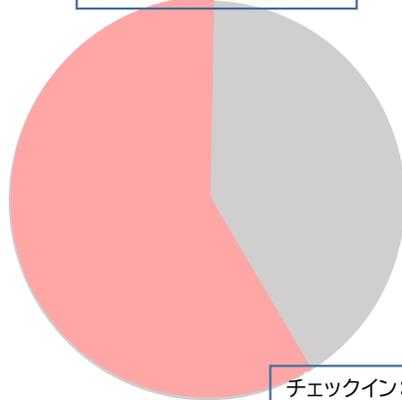
※ 「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで「宿泊」の判断を行います。

例A: 日をまたがない7時間の利用

チェックイン:午後5時
チェックアウト:午前0時 → 「宿泊」にならない

休憩時間 (7時間)

チェックアウト:午前0時

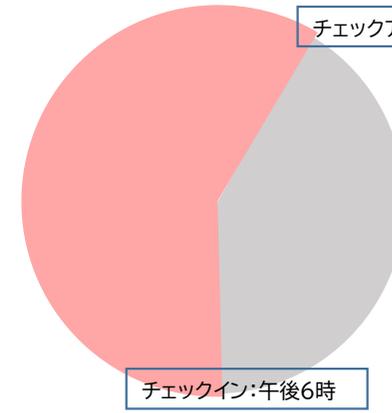


例B: 日をまたぐ7時間の利用

チェックイン:午後6時
チェックアウト:午前1時 → 「宿泊」になる

休憩時間 (7時間)

チェックアウト:午前1時



2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊」の判断の例 >

キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合

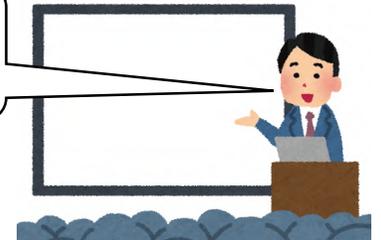
宿泊行為がないため、課税対象となりません。

1棟を単位として料金設定し、乳幼児を無料としていない場合

特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳幼児も宿泊料金を支払っていると考えられるため、乳幼児の「宿泊」は課税対象となります。

※ したがって、乳幼児を”無料”としている場合は、宿泊料金が発生していないため、課税対象となりません。

この他、判断の例については「手引き」やQ&Aもご覧ください。



2. ①宿泊税の仕組み

宿泊税の税額



宿泊税の税額は、1人1泊につき**200円**です。

なお、課税の対象となる宿泊料金は、1人1泊につき**5,000円以上**です。

手引き

P. 5

宿泊料金(1人1泊・素泊まり・税抜き)		税率
5,000円未満	→	課税されません
5,000円以上	→	200円

宿泊税における宿泊料金



宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が**宿泊の対価又は負担**として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料
- ・奉仕料 など

宿泊料金に含まれないもの

- ・食事代
- ・遊興費
- ・休憩及びその他に類する利用行為(日をまたぐ6時間以上の利用は除く。)に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 など

2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

食事付きの宿泊プランの場合

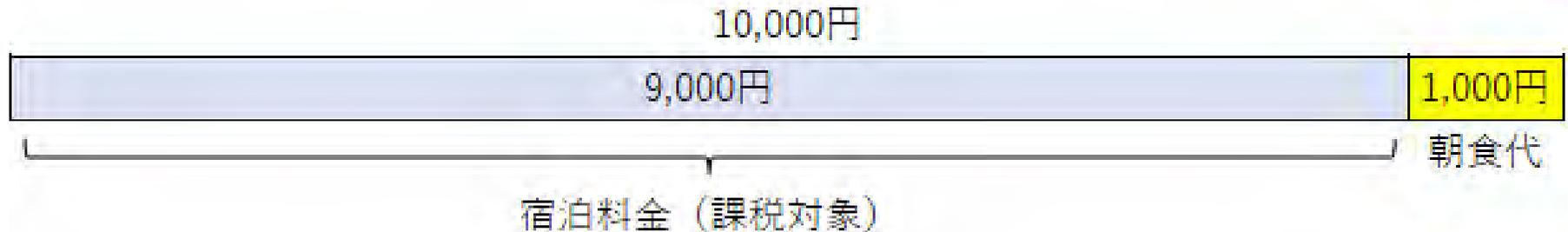
宿泊に附随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

※ 朝食無料サービスの場合には、食事料金に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例：1泊朝食付き（1人税抜き 10,000円）場合

朝食代：1,000円の場合

10,000円－1,000円＝9,000円（宿泊料金）



2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

1人当たりの料金が不明の場合(1)

1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

例: 1室税抜き20,000円(ツインルーム)の場合

ア) 1人で宿泊(いわゆるシングルユース)の場合

20,000円÷1人=20,000円(宿泊料金) → 宿泊税 200円×1人=200円

イ) 2人で宿泊の場合

20,000円÷2人=10,000円(宿泊料金) → 宿泊税 200円×2人=400円

2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

1人当たりの料金が不明の場合(2)

客室定員を超える宿泊者がある場合で、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、客室定員を超える宿泊者を宿泊者数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません。

例：1室税抜き20,000円（ツインルーム）の場合

ウ) 大人2人、こども1人（添い寝、寝具の追加なし）の場合

20,000円÷2人=10,000円（宿泊料金） → 宿泊税 200円×2人=400円

※この場合、こども1人は課税対象外

エ) 大人3人（エキストラベッド：7,000円を追加）の場合

(20,000円+7,000円)÷3人=9,000円（宿泊料金） → 宿泊税 200円×3人=600円

※この場合、エキストラベッド代は特定の宿泊者に帰属しないので、追加料金を宿泊料金の総額に加算する。

オ) 大人2人、乳児1人（ベビーベッド：2,000円を追加）の場合

20,000円÷2人=10,000円（宿泊料金） → 宿泊税 200円×2人=400円

2,000円÷1人=2,000円（宿泊料金） → 宿泊税 課税免除

※この場合、ベビーベッド代は乳児に特定されるので、総数に含めずに別に取り扱う。

2. ①宿泊税の仕組み

<課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

宿泊施設が宿泊者に対して、割引や株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。

例：1人1泊（税抜き 10,000円）場合

株主優待券により2,000円相当の割引を受ける場合

10,000円－2,000円＝8,000円（宿泊料金） → 宿泊税 200円×1人＝200円

10,000円

8,000円

2,000円

優待券

宿泊料金（課税対象）

2. ①宿泊税の仕組み

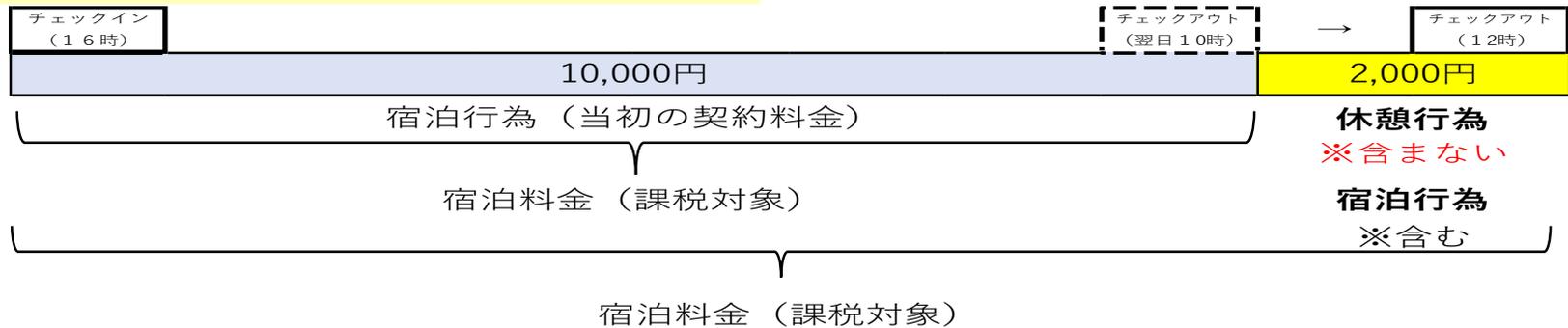
<課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

時間延長により料金が発生した場合

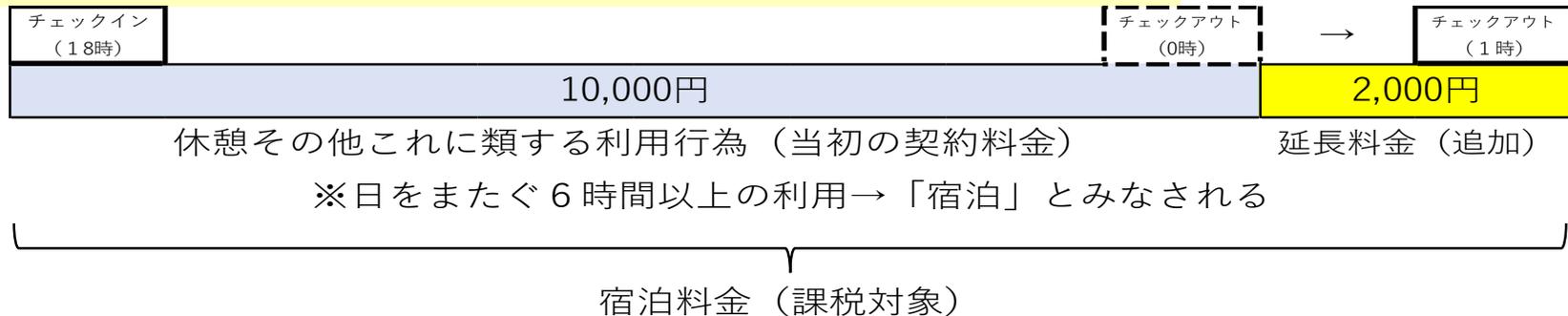
「宿泊行為」の前後に時間を延長して客室を利用した場合で、その延長利用を「休憩その他これに類する利用行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みませんが、その延長利用を「宿泊行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みます。

「休憩その他これに類する利用行為」に係る契約において時間を延長して客室を利用した場合は、その延長利用に係る料金を宿泊料金に含みます。

例A: 「宿泊」の前後に延長して客室を利用した場合



例B: 「休憩その他これに類する利用」の前後に延長して客室を利用した場合



2. ① 宿泊税の仕組み

< 課税対象となる「宿泊料金」の判断の例 >

補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合

補助金や助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者が支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

例: 1人1泊(税抜き 10,000円) 場合

自治体を実施する旅行支援を受ける場合

宿泊者の負担額(8,000円) + 補助金(2,000円) = 10,000円(宿泊料金)

→ 宿泊税 200円 × 1人 = **200円**

10,000円

8,000円

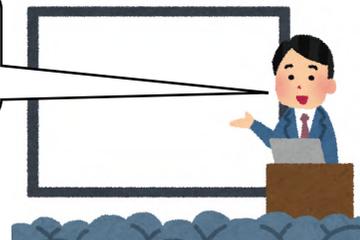
2,000円

宿泊者の負担額

旅行支援(補助金)

宿泊料金(課税対象)

この他、判断の例については「手引き」やQ&Aもご覧ください。



2. ① 宿泊税の仕組み

課税免除

 宿泊料金が課税の対象となる金額以上(5,000円以上)の場合でも、「修学旅行その他の学校行事に伴う宿泊」は**課税免除**となります。

修学旅行その他の学校行事に伴う宿泊とは？

学校が主催する学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の修学旅行その他の学校行事で、全校又は学年単位で実施されるものが対象となります。

修学旅行以外のその他の学校行事とはどのようなものですか？

宿泊研修、林間学校、社会科見学等が考えられます。

部活動やクラブ活動の大会や合宿は課税免除の対象となりますか？

学習指導要領に基づき実施する教育課程内の学校行事でないことから、**課税免除の対象とはなりません。**

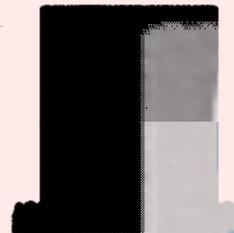
宿泊者(例:修学旅行)



納税義務者

宿泊料金(5,000円以上)
+ 宿泊税(課税免除)

宿泊施設



特別徴収義務者

「修学旅行」等の宿泊を伴う学校行事の参加者については、令和7年12月1日以降は、**宿泊税と入湯税が同じ課税免除の基準となるように**、入湯税の条例改正を行いました。
※詳細は、36ページでご説明します。



2. ① 宿泊税の仕組み

課税免除

修学旅行等の課税免除はどのような手続きが必要ですか？

学校長や園長が「**修学旅行等であることの証明書**」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。この**証明書の提出**がないと課税免除となりません。

また、この証明書は、「**宿泊税納入申告書**」提出の際に**写しを添付**してください。原本は、宿泊施設において**2年間の保存**をしてください。

(様式)

修学旅行等であることの証明書

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 () 迄
学 校 行 事 の 概 要 (その他の教育者の場合は、具体的な 学校行事を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の学校行事(※) 学校行事名：() <small>※ 修学旅行等、修学旅行等又は高等専門学校に併設する学校行事、並行 又は併設する施設で実施されるもの。</small>
宿泊施設(温泉浴場)の名称	
宿泊施設(温泉浴場)の所在地	
課税対象者の宿泊人数(※1)	
課税対象者以外の宿泊人数(※2)	
備 考	

注1 当該学校が主催する修学旅行又は別項教育事業、学芸指導等若しくは高等専門学校設置法に基づく学
 校行事(以下「修学旅行等」という。)に参加する児童、生徒又は学生(以下「生徒等」という。)並びに引学者
 の人数を記載してください。
 注2 引学者とは、中長等の引率を行う学校の関係者、心身の障がい等により修学旅行等の参加を必要とする事
 業等への対応を行う指導員や保護者等、教員等の乗車員やカマラン等は該当しません。
 ※ 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外の引率者以外で修学旅行等に参加する方(旅行業者の添乗員やメ
 ンバー等)の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを証明します。

年 月 日

学校の所在地

学校の名称

学校長の氏名

学校の電話番号

印

※ 課税額及び入浴税の課税免除を受けようとする場合は、宿泊時に寄附明票を宿泊施設(温泉浴場)へ提出してください。

「入湯税」の課税免除証明書と兼用です。
(提出は1部で可)

証明書を提出

宿泊者(例:修学旅行)



納税義務者

宿泊料金(5,000円以上)
+ 宿泊税(課税免除)

宿泊施設



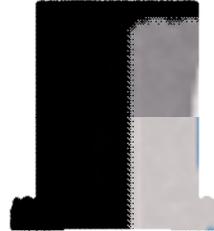
特別徴収義務者

2. ②特別徴収義務者の登録申請

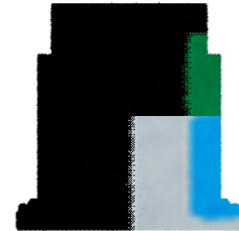
課税開始前（～R7.8.29）

- ・課税開始前から登録申請をしていただき、“登録”特別徴収義務者になっていただく必要があります。
- ※1人1泊につき5,000円（素泊まり・税抜き）以上となる料金設定がない施設は不要です。
- ・市から交付された「証票」を施設の見やすい場所に掲示してください。
- ・早めの登録申請にご協力をお願いします。

宿泊施設



松江市



① 特別徴収義務者の登録申請



② 事業者登録・証票交付

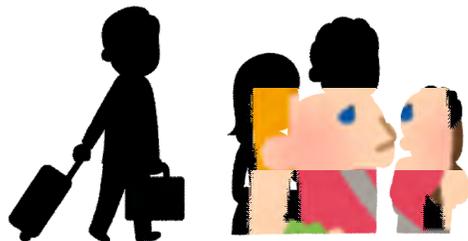


証票

※「証票」とは、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証するものです。

課税開始後（R7.12.1～）

宿泊者



納税義務者

宿泊施設



登録特別徴収義務者

松江市



① 宿泊料金+
宿泊税 **200円/1人1泊**

② 宿泊税
申告納税

「松江市 宿泊税」で検索



2. ②特別徴収義務者の登録申請

(1)登録申請書等の様式及び記入例は、松江市HP「宿泊税」ページに掲載しています。

(2)記入例を参考に必要事項をご記入の上、しまね電子申請サービスからの申請、松江市役所市民税課へ郵送又は持参により提出をお願いします。

登録申請書

様式第7号（第9条関係） 令和7年●月●日

（あて先）松江市長

住 所 **松江市末次町86番地**
（所在地）
氏 名 **松江市株式会社**
（名 称） **代表取締役 松江 太郎**
個人番号
（法人番号） **1234567890000**

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

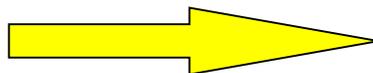
宿泊税の特別徴収義務者としての登録について、松江市宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所在地	松江市末次町86番地 電話番号 0852-55-5555		
	名称	松江市ホテル		
	施設の概要	客室数 30 室	収容定員 60 名	延べ床面積 1,000 ㎡
	経営開始 （予定）日	令和3年12月1日		
旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法の 届出	住 所 （所在地）	松江市末次町86番地		
	氏 名 （名 称）	松江市株式会社 代表取締役 松江 太郎		
	営業種別	旅館・ホテル営業		
	許可番号 （届出番号）	松保第●●●号の●●● 等		
施設所有者	住 所 （所在地）	松江市末次町 86 番地 電話番号 0852-55-5555		
	氏 名 （名 称）	松江市株式会社 代表取締役 松江 太郎		
共同経営者	住 所 （所在地）	電話番号		
	氏 名 （名 称）			
書類送付先	住 所 （所在地）	松江市末次町86番地 電話番号 0852-55-5555		
	氏 名 （名 称）	松江市株式会社 経理課 島根		
備考				

宿泊施設



① 特別徴収義務者の登録申請



証票

見本

宿泊税特別徴収義務者証

松江市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

松江市長 上定 朝仁

宿泊施設名 **松江市ホテル**

宿泊施設所在地 **松江市末次町 86 番地**

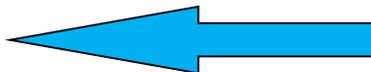
宿泊施設番号 **●●●●●●**

Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Matsue City Government Accommodation Tax Ordinance.

Mayor of Matsue City

② 事業者登録・証票交付



証票

松江市

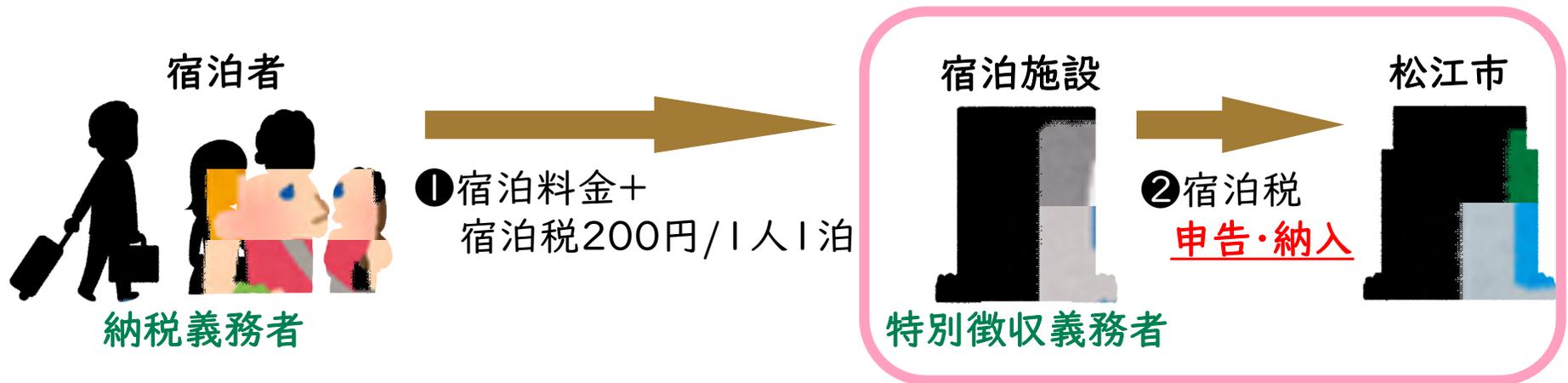


2. ③ 宿泊税の申告納入

 宿泊者から徴収した宿泊税は、**徴収した税額を申告**のうえ、その**税額を松江市へ納入**する必要があります。

 各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「**宿泊税納入申告書**」に「**宿泊税月計表**」を添付のうえ、松江市に提出してください。

宿泊税納税の流れ



2. ③ 宿泊税の申告納入 (申告)

原則として市指定の様式 (Excel) を使用してください。様式は松江市のホームページからダウンロードできます。

宿泊税納入申告書

様式第2号(第7条関係) 令和●年●月●日

(あて先) 松江市長

住所
(所在地) 松江市末次町86番地
氏名 松江市株式会社
(名称) 代表取締役 松江 太郎

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、松江市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	松江市末次町86番地		
	名称	松江市ホテル		
	電話番号	0852-55-5555	宿泊施設番号	●●●●●●

令和●年 ●月分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上			
	課税対象	400泊	200円	80,000円	
	課税対象外	40泊			

※ 令和●年●月分

令和●年 ●月分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上			
	課税対象	泊	200円	円	
	課税対象外	泊			

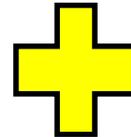
※ 令和●年●月分

令和●年 ●月分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上			
	課税対象	泊	200円	円	
	課税対象外	泊			

納入すべき金額 合計	80,000円
------------	---------

備考

- 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等)を添付してください。
- 納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。
- ※印の表は納期特例の場合のみ使用してください。



宿泊税月計表

令和●年●月宿泊分

宿泊施設名	松江市ホテル		宿泊施設番号	●●●●●●
-------	--------	--	--------	--------

日付	課税対象 (A)	宿泊数(泊)		課税対象外 修学旅行等	計(B)	総宿泊数 (A+B)
		5,000円未満				
1	10				0	10
2	8				0	8
3	20				0	20
4	15				0	15
5	13	2			2	15
6	10	3	20		23	33
7	17				0	17
8	12				0	12
9	15				0	15
10	32				0	32
11	26				0	26
12	15	5			5	20
13	8	4			4	12
14	7				0	7
15	11				0	11
16	10				0	10
17	24				0	24
18	16				0	16
19	5				0	5
20	8	2			2	10
21	6	1			1	7
22	10				0	10
23	7				0	7
24	15				0	15
25	16				0	16
26	5	3			3	8
27	8				0	8
28	12				0	12
29	10				0	10
30	9				0	9
31	20				0	20
計	400	20	20		40	440

備考 この表を納入申告書に添付してください。

2. ③ 宿泊税の申告納入（納入）

宿泊税納入書

様式第3号（第7条関係）

島根県松江市		宿 泊 税 領 収 証 書									
市区町村コード											
3	2			2	0	1	6				
口座番号		加入者名									
特別徴収義務者											
住所		松江市末次町 86 番地									
(所在地)											
氏名		松江市株式会社									
(名称)		様									
宿泊施設名等 松江市ホテル											
業務 コード	帳票 コード	年度	年 月 日	通知書番号(宿泊施設番号)							
				●●●●●●●●							
申告期間		区 分									
令和●年●月宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申告 更正 決定									
税 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											
納期限	年 月 日		領 収 口 付 印								
上記のとおり領収しました。			領 収 口 付 印								
◎この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。											

(納入者保管)

島根県松江市		宿 泊 税 納 入 書									
市区町村コード											
3	2			2	0	1	6				
口座番号		加入者名									
特別徴収義務者											
住所		松江市末次町 86 番地									
(所在地)											
氏名		松江市株式会社									
(名称)		様									
宿泊施設名等 松江市ホテル											
業務 コード	帳票 コード	年度	年 月 日	通知書番号(宿泊施設番号)							
				●●●●●●●●							
申告期間		区 分									
令和●年●月宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申告 更正 決定									
税 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											
納期限	年 月 日		領 収 口 付 印								
日 計	年 月 日		領 収 口 付 印								
上記のとおり納入します。											

(金融機関保管)

島根県松江市		宿 泊 税 納 入 済 通 知 書									
市区町村コード											
3	2			2	0	1	6				
口座番号		加入者名									
特別徴収義務者											
住所		松江市末次町 86 番地									
(所在地)											
氏名		松江市株式会社									
(名称)		様									
宿泊施設名等 松江市ホテル											
業務 コード	帳票 コード	年度	年 月 日	通知書番号(宿泊施設番号)							
				●●●●●●●●							
申告期間		区 分									
令和●年●月宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申告 更正 決定									
税 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											
納期限	年 月 日		領 収 口 付 印								
指定金融 機関名 (取りまとめ時)	年 月 日		領 収 口 付 印								
上記のとおり通知します。											

(松江市保管)

2. ③宿泊税の申告納入（申告納入期限の特例）

申告納入期限の特例

 特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、年間納入額が120万円以下、市税の滞納が無いことなどの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限
12月分・1月分・2月分	3月末日
3月分・4月分・5月分	6月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日

承認後、適用開始月を記載した「特例承認通知書」を送付します。特例承認通知書に記載の適用開始月は、上記の表の宿泊のあった月（3月分、6月分、9月分、12月分のいずれか）を指します。適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

2. ③ 宿泊税の申告納入（申告納入期限の特例）

< 宿泊税施行日（R7.12.1）後から経営する施設の場合 >

例A: 令和8年12月に申請・承認した場合 → 適用開始月: 12月分

R7	R8											R9	
12月 (施行)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12~2月	3月~5月
申請日の1年前の属する月～申請日の前月までの宿泊税合計納税金額：120万円以下											★12月に申請・承認通知（申請から2週間程度要する）		
1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	3月末	6月末

< 宿泊税施行日（R7.12.1）前から経営する施設の場合（経過措置） >

例B: 令和8年4月に申請・承認した場合 → 適用開始月: 6月分

R7	R8											R9	
12月 (施行)	1月	2月	3月	4月	5月	6~8月			9~11月		12~2月	3~5月	
宿泊税合計納税金額：30万円以下											★4月に申請・承認通知（申請から2週間程度要する）		
1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末			9月末			12月末	3月末	6月末

施行日（R7.12.1）前から経営する施設は、経過措置として、条例施行後1年間（R8.11.30まで）は要件の一部が以下のとおりとなります。

- 申請日において、**宿泊施設の営業を開始した日**から1年を経過していること。
- 申請日の**3か月前の日の属する月から申請日の前月まで**の施設の宿泊税の納入額の合計が**30万円以下**であること。

2. ④適正な申告納入のために

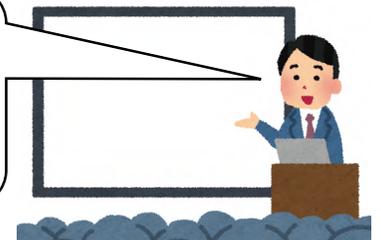
納税管理人

 特別徴収義務者は、**松江市内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は**、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人として定めて申告又は申請する必要があります。この代理人を「**納税管理人**」といいます。

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から**10日以内に申告又は申請**してください。ただし、宿泊税の徴収に必要がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは市民税課諸税係までお問い合わせください。

- ① 宿泊税納税管理人申告・承認申請書（様式第15号）
- ② 納税管理人が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

正当な理由なく「納税管理人」の申告をしなかった場合は、宿泊税条例の規定により10万円以下の過料を科されることがあります。



2. ④適正な申告納入のために

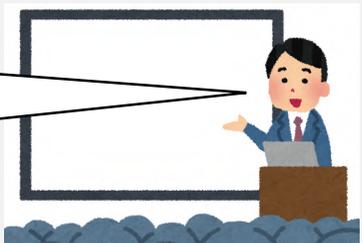
帳簿等の記載・保存

 日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、宿泊税条例の規定により、特別徴収義務者は、**帳簿の備付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を以下のとおり保存**しなければなりません。

「帳簿」の記載と保存

記載事項	保存期間
宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額の記載があるもの ※上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。 (例:総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)	5年間 ※保存期限の起算日については、「手引きP.21」を参照してください。

「書類」の作成と保存

記載事項	保存期間
宿泊に係る売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 帳簿等を適正に記載・作成せず、又は保存期間の満了まで保存していない場合は、宿泊税条例の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。 </div> 	2年間 ※保存期限の起算日については、「手引きP.21」を参照してください。

2. ⑤その他

領収書等への表示



領収書等に**宿泊税の名称とその額を表示**するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署へお問い合わせください。

客室料金に宿泊税額を含めない場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円

〇年〇月〇日
松江市〇〇町〇〇番地
〇〇ホテル

印紙

受領印

客室料金に宿泊税額を含める場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額 200 円を領収しました。

〇年〇月〇日
松江市〇〇町〇〇番地
〇〇ホテル

印紙

受領印

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、宿泊税額 200 円が含まれています。

〇年〇月〇日
松江市〇〇町〇〇番地
〇〇ホテル

印紙

受領印

2.⑤その他

電子申告等

-  宿泊税に関する以下の手続きは、「**しまね電子申請サービス**」又は「**地方税ポータルシステム(エルタックス)**」を利用して行うことができるように準備を進めています。
 詳細(手続きマニュアル)につきましては、**整い次第**、**市ホームページ**等にてご案内いたします。

手続き内容

- ・「**宿泊税納入申告書**」の提出
- ・「**宿泊税納入期限等特例承認申請書**」の提出
- ・「**宿泊税還付・納入義務免除申請書**」の提出
- ・「**宿泊税特別徴収義務者登録申請書**」の提出
- ・「**宿泊税納税管理人申告・承認申請書**」の提出
- ・「**宿泊税更正請求書**」の提出
- ・「**各種届出書**」等の提出

しまね電子申請サービスとは

(例)

宿泊税特別徴収義務者登録申請

入力状況

松江市の「宿泊税特別徴収義務者登録申請」のオンライン申請ページです。
 宿泊税特別徴収義務者としての登録申請を行うことができます。

Grafferアカウントを利用する方

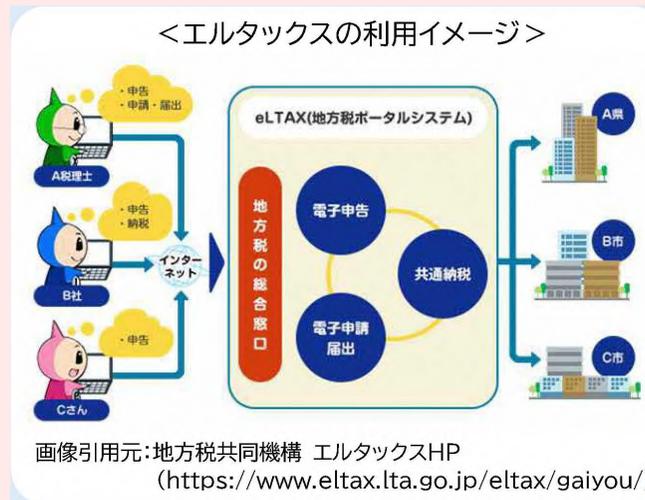
ログインしていただくと、申請書の一時的保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

- ・上記手続きが可能。
- ・サービスは利用無料。
- ・事前にアカウント登録が必要。

地方税ポータルシステム(エルタックス)とは

<エルタックスの利用イメージ>



- ・上記の手続きに加え「**電子納付**」も可能。
 →窓口に外向いたり、順番待ちの必要がありません。
- ・サービスは利用無料。
- ・事前に利用者ID及び電子証明書が必要。
 →ほかの税目(入湯税・法人市民税)でも利用可能。

3. 宿泊事業者への支援

3. ①宿泊事業者への支援の概要

特別徴収義務者の負担軽減のため、以下のような取組を実施します。

項目	目的・内容
① 宿泊税レジシステム改修等補助金 (令和7年度に限る)	宿泊税導入に伴い必要な既存のレジシステムの改修等に要する経費の一部を補助し、事務負担の軽減及び円滑な徴収を図る。 補助率 : 2分の1 補助上限額: 補助事業者が市内に有する宿泊施設の数に25万円を乗じて得た額 <small>※補助事業を行う施設に限る。</small>
② 【仮称】特別徴収事務交付金	特別徴収義務者に対して、納期内に申告納入された宿泊税額の一定割合を交付し、税導入に係る事務経費の負担軽減を図る。 交付率: 納期内納入額の2.5% (制度導入後3年は3.0%) <small>※前年度納入確定額に基づき、翌年度に交付する。</small>
③ 【仮称】宿泊税制度普及促進補助金 (制度導入後3年)	②の事務交付金を交付した特別徴収義務者に対して、事務交付金と同額を補助し、各施設が担う宿泊税制度の普及促進に係る負担軽減を図る。 交付額: 特別徴収事務交付金と同額
④ 周知・広報	宿泊税の概要や用途に関する広報媒体として、ポスター、リーフレット、POP等を作成し、フロントでの円滑な納入を図る。
⑤ 電子手続きによる申告・納入体制の整備	特別徴収義務者が宿泊税を申告・納入する際に、電子による手続きを可能とし、申告・納入の負担軽減、利便性の向上を図る。 ・eLTAX(エルタックス) ・しまね電子申請サービス

4. 今後のスケジュール

	R7年度											R8年度			
	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	
説明会 (事業者向け)	説明会 (経営者向け) ※制度及び使途、事業者 支援策等について ●資料等HPへ掲載		説明会 (実務担当者向け) ※徴収事務について 手引き・Q&A配布 ●資料等HPへ掲載												
広報		周知・広報【R7.6～】 ※公共交通機関等での広報【R7.6～】 ※HP用バナーの配布（HP上に掲載）													
					※広報物（ポスター・チラシ・リーフレット・POP）の配布 ※Instagram広告【R7.11～】										
登録	登録申請【R7.5.19～R7.8.29】														
課税開始								課税開始【R7.12.1～】							
申告・納付									申告・納付【R8.1～】						
レジシステム改修等補助金		交付申請【R7.6.2～R7.12.26】													
【仮称】特別徴収事務交付金															
【仮称】宿泊税制度普及促進補助金														前年度納入確定額に基づき、翌年度に交付	

5. その他

入湯税制度の見直しについて(令和7年12月1日施行)

<改正①>「修学旅行」及び「高校総体など」の課税免除の取り扱いを宿泊税と統一します。

税目	修学旅行 (生徒)	修学旅行 (引率者)	高校総体 など	小学生以下の者 (※)
宿泊税	課税免除	課税免除	課税 (200円)	課税 (200円)
入湯税	改正前: 1/2 減免 改正後: 課税免除	改正前: 課税 改正後: 課税免除	改正前: 1/2 減免 改正後: 課税(150円)	課税免除

※小学生以下の場合は、宿泊税と入湯税で取扱いが異なります。

<改正②>「日帰り入湯客」を課税免除とします。

税目	小学生以下の者	共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者	市が地域住民の福祉目的 で設置した施設(※)	日帰り入湯客
入湯税	課税免除	課税免除	改正前: 課税免除 改正後: 削除	改正前: 課税(150円) 改正後: 課税免除

※「市が地域住民の福祉目的で設置した施設」の課税免除の取扱いは、改正後は「日帰り入湯客」に包括されます。